

登録電気工事業者の方が、電気工事業を廃止した際に行う手続きです。

電気工事業の廃止の日から30日以内に手続きを行ってください。

(建設業法の許可を取得した場合は、「登録証返納届」の提出となります
のでご注意ください。)

手続き方法

- 1 「電気工事業廃止届出書」に必要事項を記入し、登録電気工事業者登録証を添付して、来庁又は郵送にて届出してください。
- 2 登録電気工事業者登録証を紛失した場合は、「登録証を紛失しました。見つかり次第返納いたします。(届出者名)」と余白に記入する。
- 3 申請する際、「電気工事業廃止届出書」は1部で結構です。
- 4 届出先は下記問い合わせ先を参照してください。
- 5 来庁される場合、受付時間は土日祝日を除く、平日午前9時から午後5時までです。

問い合わせ先

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1

千葉県 防災危機管理部 産業保安課 管理調整班 (電気担当)

TEL 043-223-2722

FAX 043-227-3548

電気工事業廃止届出書

令和 年 月 日

千葉県知事様

住所

氏名又は名称

法人にあっては

代表者の氏名

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律
第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 登録の年月日及び登録番号

（平成・令和） 年 月 日 千葉県知事登録第 号

2 事業を廃止した年月日

（平成・令和） 年 月 日

3 事業を廃止した理由

（備考）この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(記載例)

様式第12 (第8条)

電気工事業廃止届出書

令和 3年 4月 1日

千葉県知事様

○個人の場合、住民票に記載されている住所、氏名等を記入してください。
○法人の場合、履歴事項全部証明書に記載されている、住所、氏名等を記入してください。

住所 千葉県千葉市中央区市場町1-1
氏名又は名称 株式会社千葉電気工事
法人にあつては
代表者の氏名 千葉 太郎

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 登録の年月日及び登録番号

登録電気工事業者登録証に記載されている年月日及び番号を記入してください。なお、年月日は登録証の「1 登録の年月日」に記載されている日付を記入してください。

(平成・令和) 28年 5月 1日 千葉県知事登録第 280001号

2 事業を廃止した年月日

(平成・令和) 3年 4月 1日

3 事業を廃止した理由

法人を解散したため廃止

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

※登録証を紛失した場合、下記のとおり記入してください。
登録証を紛失しました。
見つかり次第返納いたします。 千葉 太郎